

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船保険加入区の指定の変更	漁 業 振 興 課
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・長崎県有財産の売却	漁 業 取 締 室
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	〃
◎ 交通局公告	
・落札者等	総 務 課
◎ 公安委員会告示	
・運転免許取得者等教育の認定	運転免許管理課
・運転免許取得者等検査の認定	〃
◎ 雑 報	
・令和6年度行政書士試験の実施	総 務 文 書 課
・令和5年度長崎県市町村職員共済組合の決算	市 町 村 課

告 示

長崎県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第607号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月9日

長崎県知事 大石 賢吾

表中「 | 西彼南部加入区 | 西彼杵郡香焼町、伊王島町及び高島町の区域 | 」を「 | 西彼南部加入区 | 長崎市のうち香焼町、伊王島町、高島町、大浜町、小浦町、福田本町、柿泊町、手熊町及び小江町の区域 | 」に改める。

表中「 | 長崎市福田加入区 長崎市のうち大浜町、小浦町、小江町、福田本町及び柿泊町、手熊町の区域 | 」を削る。

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1472番地 1

岩本 義人

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1250番地 4

濱川 勝政

(2) 加入区

大瀬戸町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大瀬戸町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1432番地 2

大瀬戸町漁業協同組合

長崎県有財産の売却（公告）

県有財産（船舶）の売却について、一般競争入札を次のとおり行うので公告する。

令和6年7月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する物件

(1) 船種及び船名 汽船「かいりゅう」 1隻

(2) 総トン数 140トン

(3) 船質 軽合金

(4) 用途 漁業取締船

(5) 寸法（登録） 長さ38.20メートル、幅7.00メートル、深さ3.55メートル

(6) 主機関 GM16V-149T I ディーゼル 2基（1基当たり1,940馬力）

(7) 建造所 三菱重工株式会社

(8) 建造年月 平成5年3月

(9) 所有者 長崎県

(10) 主たる根拠地 長崎市

(11) 検査期限 令和6年3月20日（中間検査 検査期限切れ）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号。以下同じ。）第33条第7項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から9の入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

〔住所〕〒851-2213 長崎市多以良町1551-4

〔名称〕長崎県水産部漁業取締室

〔電話〕095-860-1135

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 期間 この公告の日から令和6年7月30日（火）まで（県の休日を除く。）

(2) 場所 3の部局とする。

5 入札参加の申込み

入札参加者は、次の期日に一般競争入札参加申込書を提出すること。

(1) 場所 長崎県総合水産試験場 研修室（長崎市多以良町1551-4）

(2) 期日 令和6年7月30日（火）午前10時から11時まで

6 入札説明書の交付方法

(1) 期間 この公告の日から令和6年7月30日（火）まで

(2) 場所 3の部局とする

7 現場説明会の場所及び期日

(1) 場所 長崎市多以良町沖平地区 漁業取締船専用桟橋に係船中の旧「かいりゅう」船内

(2) 期日 令和6年7月23日（火）午後2時開始

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(1) 場所 長崎県総合水産試験場 研修室（長崎市多以良町1551-4）

(2) 期日 令和6年7月30日（火）午前11時開始

(3) 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

10 入札の方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札は書面を、9の場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電子入札は認めない。

(3) 開札の結果、落札者が決定しない場合は、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行う。

11 入札保証金

(1) 入札者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の現金又は金融機関（長崎県の公金取扱銀行）が振り出し、又は支払保証をした小切手を、入札保証金として入札開始前までに県に納入すること。

(2) 入札保証金は、落札者を除くほか、開札完了後に、入札保証金を納付したとき発行した領収証書等と引き換えに還付する。

(3) 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は、県に帰属する。

12 契約保証金

落札者は、売買契約を締結する際、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の現金を契約保証金として県に納入すること。

13 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出を必要とする。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(5)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札者が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された売却予定価格を上回る範囲内で最高価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

16 その他

- (1) 売買契約書の作成を要する。
(2) 県は、買受代金が完納されたことを確認した後に、落札者の請求により、登記委任状を交付するので、落札者において所有権移転登記を行うこととし、所有権移転に要する費用等及び契約締結に要する経費は、落札者の負担とする。
(3) 船内残留の燃料油（免税軽油）については、別途、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）が必要となる。
(4) 現地説明に不参加の者が入札に参加する場合であっても、現地説明における各種説明事項について既に了解されているものとみなす。
(5) その他詳細は、入札説明書による。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局上五島支所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年7月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷	令和6年7月5日から 令和6年11月6日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、南島原土地改良区理事長から公共測量（見岳地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年7月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南島原市西有家町 見岳地区	令和6年2月22日

交 通 局 公 告**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
中古車両バス仕様改造工事（大型定期車両11両）

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
長崎県交通局管理部総務課（総務班）
〒850-0043 長崎市八千代町3-1 電話 095-822-5141
- 3 調達方法 車両改造
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和6年6月27日
- 6 落札者の指名及び住所
（氏名）西鉄車体技術株式会社 代表取締役 川下 英次郎
（住所）佐賀県三養基郡基山町大字長野308-5
- 7 落札価格 66,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない）
- 7 入札公告日 令和6年5月17日
- 8 落札方式 最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育の認定をしたので、法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

- 1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
一般社団法人上五島地区交通安全協会
南松浦郡新上五島町赤尾郷408
代表理事 中山 貞義
- 2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地
 - (1) 上五島地区自動車教習所
南松浦郡新上五島町七目郷910-5
 - (2) 小値賀町離島開発総合センター
北松浦郡小値賀町笛吹郷2371
- 3 運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
次の表に掲げるとおり

課程の区分	課程の名称
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号	高齢者講習同等教育

- 4 認定をした年月日
令和6年6月6日

長崎県公安委員会告示第35号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査の認定をしたので、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

- 1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
一般社団法人上五島地区交通安全協会
南松浦郡新上五島町赤尾郷408
代表理事 中山 貞義

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地

- (1) 上五島地区自動車教習所
南松浦郡新上五島町七目郷910-5
- (2) 小値賀町離島開発総合センター
北松浦郡小値賀町笛吹郷2371

3 運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

次の表に掲げるとおり

課程の区分	課程の名称
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号	認知機能検査同等検査
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第2号	運転技能検査同等検査

4 認定をした年月日

令和6年6月6日

雑 報

令和6年度行政書士試験の実施（公告）

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により長崎県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の実施について、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望月 達史

1 試験期日

令和6年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）
長崎県立諫早技能会館（諫早市宇都町22-76）

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

試 験 科 目	内 容 等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。	択一式及び記述式（40字程度で記述するものを出題する。）
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。	択一式

4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を参照すること。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等により試験を実施しないこととした場合等を除き、返

還しない。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。なお、8月30日（金）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

a 配布期間 令和6年7月8日（月）から同年8月23日（金）まで

この期間内に下記bの手続きにより請求があったものについて7月29日から発送する。

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求は、8月23日（金）（必着）まで受け付ける。

b 配布方法 返信用封筒（角型2号（A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し140円分の切手を貼付したもの）を、下記の宛先まで郵送すること。

（受験願書及び試験案内の請求宛先）

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(イ) 窓口配布

a 配布期間 令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

b 配布場所 次に掲げる場所

配 布 場 所	所 在 地	配 布 時 間
長崎県行政書士会	長崎市馬町48-1 長崎県市町村会館馬町別館5階	午前9時から午後5時まで
長崎県庁総務文書課	長崎市尾上町3-1	
長崎県長崎振興局総務課	長崎市大橋町11-1	
長崎県県央振興局総務課	諫早市永昌東町25-8	
長崎県島原振興局総務課	島原市城内1-1205	
長崎県県北振興局企画振興課	佐世保市木場田町3-25	
長崎県五島振興局総務課	五島市福江町7-1	
長崎県五島振興局上五島支所総務課	南松浦郡新上五島町有川郷578-2	
長崎県杵岐振興局総務課	杵岐市郷ノ浦町本村触570	
長崎県対馬振興局総務課	対馬市厳原町宮谷224	

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月27日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しない場合は、申込みができなくなるので留意すること。

受付期間内におけるインターネットによる申込みは、24時間可能。入力方法等の手続の詳細については、当センターホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）から確認すること。

受付最終日（8月27日（火））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想される

ので、余裕をもって早めに申込みをすること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(10,400円)は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 連絡先(問合せ先)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものは、障がい等の状況により希望する措置を行うことがある。ただし、申出の時期、障がい内容等によっては、希望に沿えない場合もあり得る。

(2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込み(郵送による受験申込み又はインターネットによる受験申込み)をする前に、必ず上記5の(3)の連絡先へ相談すること。

※特例措置の手続については、試験案内を参照すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和7年1月29日(水) 午前9時

(2) 方法

当センターの事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者に合否通知書を郵送する。また、当センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)においても合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表の日の午前中)する。

長崎県市町村職員共済組合公告

長崎県市町村職員共済組合法定第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年7月9日

長崎県市町村職員共済組合
理事長 岡田 伊一郎

損 益 計 算 書 の 要 旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
収 入	負 担 金	6,376,549	11,764,644	646,879	87,601		170,540	154,594		
	掛 金	5,782,105		646,878				151,526		
	組 合 員 保 険 料		7,873,589							
	調 整 交 付 金	101,393								
	特 別 調 整 交 付 金	593,740								
	高 額 医 療 交 付 金	113,781								
	災 害 給 付 交 付 金	2,040								
	育児・介護休業手当金交付金	313,247								
	補 助 金	178,279								
	保 険 手 数 料							11,892		
	組 合 員 貸 付 金 利 息									14,978
	連 合 会 交 付 金	15					75,476			92
	利 息 及 び 配 当 金	13				1	3,689	7,175	330,793	10
	そ の 他 収 入	6,389					33	2,048	38,876	
支 出	他 経 理 より 繰 入 金						32,361			
	前年度繰越支払準備金	809,913								
	計	14,277,464	19,638,233	1,293,757	87,601	1	282,099	327,235	369,669	15,080
	給 付	6,712,383								
	役 職 員 給 与						117,332	34,732	15,753	4,007
	厚 生 費						142	199,125	17	5
	特 定 健 康 診 査 等 費							28,226		
	旅 費 ・ 事 務 費						19,972	2,266	1,599	275
	委 託 費						4,814	502		
	負 担 金						20,391	9,530	2,541	792
	支 払 利 息					1			260,111	
	連 合 会 分 担 金						9,698	2,793		
	事 務 費 負 担 金 払 込 金						75,531			
	連 合 会 払 込 金	132,165								
	負 担 金 払 込 金		11,764,644	646,879	87,601					
	掛 金 払 込 金			646,878						
	組 合 員 保 険 料 払 込 金		7,873,589							
	連 合 会 拠 出 金	588,982								
	連 合 会 返 還 金									
	退 職 者 給 付 拠 出 金	27								
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,953,378								
	後 期 高 齢 者 支 援 金	2,237,505								
	病 床 転 換 支 援 金	3								
	介 護 納 付 金	1,137,887								
	一 部 負 担 金 払 戻 金	80,901								
	減 価 償 却 費						7,775	3,746		
	特 別 修 繕 引 当 金 繰 入						6,000	3,000		
	そ の 他 支 出	3,284					18,089	4,040	862	684
	他 経 理 へ 繰 入 金	32,361								
	次年度繰越支払準備金	1,079,666								
	計	13,958,542	19,638,233	1,293,757	87,601	1	279,744	287,960	280,883	5,763
差引当期利益金又は当期損失金(△)		318,922	0	0	0	0	2,355	39,275	88,786	9,317

貸 借 対 照 表 の 要 旨

(単位：千円)

資 産	流 動 資 産	2,099,284	1,121,185	84,126	565	20,859	585,685	1,110,543	1,724,209	560,004
	固 定 資 産						251,598	425,108	24,344,827	1,119,738
資 産 合 計		2,099,284	1,121,185	84,126	565	20,859	837,283	1,535,651	26,069,036	1,679,742
負 債	流 動 負 債	482,210	1,121,185	84,126	565		4,779	33,548	24,242,767	48
	固 定 負 債	1,079,667				20,859	129,675	49,146	14,222	12,811
負 債 合 計		1,561,877	1,121,185	84,126	565	20,859	134,454	82,694	24,256,989	12,859
純 資 産	資 本 剰 余 金							157,101		
	利益剰余金又は欠損金(△)	537,407					702,829	1,295,856	1,812,047	1,666,883
	純 資 産 合 計	537,407	0	0	0	0	702,829	1,452,957	1,812,047	1,666,883
負債・純資産合計		2,099,284	1,121,185	84,126	565	20,859	837,283	1,535,651	26,069,036	1,679,742

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト